

改正

平成12年3月16日条例第5号

平成24年12月21日条例第58号

吹田市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、吹田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吹田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 大阪府知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - (2) 吹田警察署長又はその指名する職員
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 市の教育委員会の教育長
 - (5) 市の消防長及び消防団長
 - (6) 市指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関に準ずる機関として、市長が指定するものをいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

6 前項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、市指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(運営)

第5条 防災会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和39年規則第7号で昭和39年4月1日から施行)

附 則 (平成12年3月16日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命する第1条の規定による改正後の吹田市防災会議条例第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日において同条第5項第6号の委員である者の任期の末日までとする。